

行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年3月27日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 竹田 伸弘

1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ
「業務委託にかかる随意契約事務について」
- (2) 監査の期間
平成27年1月27日から平成27年3月20日
- (3) 監査の方法
一般会計において、平成24年度に単年度で10万円以上の委託料を支払った部署から資料の提出を求め、聞き取り調査等を実施した。
- (4) 監査の着眼点
 - ① 委託の目的について
 - ② 随意契約の状況について
 - ③ 予定価格の算定について
 - ④ 契約方法（随意契約の理由）について
 - ⑤ 契約期間について

2 監査の結果

業務委託にかかる随意契約事務について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、改善を検討する必要がある事項については、早急の実施されたい。